

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 雌牛の飼育管理の委託及び譲渡等に関する規則の一部改正
- ◇訓令 鳥取県職員勤務評定規程の一部改正
- ◇告示 鳥取県税条例により証紙をちよう付すべき関係書類並びに証明書の様式改正
- 健康保険法の規定による保険医の登録保存血液の購入価格の改訂
- 漁船損害補償法施行令第五条第三項の規定に基づく告示
- 土地改良区の設立認可
- 土地改良区の定款変更の認可
- 土地改良事業計画書の縦覧
- 土地改良区の役員の内任
- ◇運管告示 政党等の収支報告書要旨

規則

雌牛の飼育管理の委託及び譲渡等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十六年九月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第四十六号

雌牛の飼育管理の委託及び譲渡等に関する規則の一部を改正する規則

雌牛の飼育管理の委託及び譲渡等に関する規則（昭和三十三年十一月鳥取県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「寒冷地」を「寒冷地等」に改める。
第三条中「乳用雌牛にあつては五年以内に、役用雌牛にあつては三年以内とする。」を「五年以内とする。」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十六年三月

三十一日から適用する。

訓 令

鳥取県訓令第十一号

庁 中 一 般
甲 類 附 属 機 関
地 方 機 関

鳥取県職員勤務評定規程(昭和三十年八月鳥取県訓令第二十一号)の一部を次のように改正する。

昭和三十六年九月二十九日

鳥取県知事 石・破 二 朗

第六条中「中央病院院長及び土木出張所長」を「中央病院長、地方農林振興局長及び土木出張所長」に改める。

別表評定区分表中

改める。

福祉事務所	中央児童相談所	職業訓練所	蘭地事務所
所 長	所 長	所 長	所 長
主管部長	主管部長	主管部長	主管部長
所 長	所 長	所 長	所 長

福祉事務所	中央児童相談所	職業訓練所	蘭地事務所
所 長	所 長	所 長	所 長
主管部長	主管部長	主管部長	主管部長
所 長	所 長	所 長	所 長

に

を

附 則

この訓令は、昭和三十六年十月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第五百五十七号

鳥取県税条例(昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号)第二百二十八条の規定により、証紙をちよう付すべき関係書類及び証明書の様式を次のとおり定め、昭和三十六年十月一日から施行し、昭和三十年十月鳥取県告示第五百十号は廃止する。

昭和三十六年九月二十九日

鳥 取 県 知 事 石 破 二 朗

三二一

(裏)

狩猟者税に関する証明願

狩猟者税の申告について必要でありますので、私に関する下記事項について証明願います。

昭和 年 月 日

市町村長殿

狩猟者税申告者

氏名

1 狩猟業(林業)を主たる生業としており、かつ昭和 年度の県民税の所得割額を納付することを要しない者である。

合計 所得金額	内 訳		所得 控除額	課税所 得金額	算出税額	税 額 控除額
	狩猟(林) 業による 所得金額	その他の 所得金額				

2 農業を主たる生業としており、かつ、80%以上の自家労力で行なっているものである。

合計 所得金額	内 訳		農耕地 面積	田	畑	果樹園	煙草畑
	農業による 所得金額	その他の 所得金額					
			反 畝	反 畝	反 畝	反 畝	反 畝

3 家族状況

氏 名	年 令	続 柄	職 業	摘 要

上記のとおり相違ないことを証明する。

昭和 年 月 日

市町村長

表この
中1の
欄2証
は1書
、1は
、2は
、2地
欄方
い税
ずは
れ、
の該
該第
当百
者三
も七
必第
ず二
記号
載は
す斜
事線
消で
す消
すす
者
の
み
提
出
す
る
も
の
で
あ
る
。

(表)

狩猟者税申告書

証紙ちよう付欄

免許番号

免許の種類

税 額

摘 要

上記のとおり申告します。

昭和 年 月 日

住 所

職 業

氏 名

鳥取県知事

殿

鳥取県告示第五百五十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条の五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和三十六年九月二十九日
鳥取県知事 石 破 二 朗

氏名	住 所	登録の記号番号	登録年月日
----	-----	---------	-------

高橋 信治	米子市加茂町二丁目七九	鳥鹵二一六	昭和三六、九、二一
-------	-------------	-------	-----------

鳥取県告示第五百五十九号

健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（昭和三十三年六月厚生省告示第七十七号）に基づき保険医及び保険薬剤師の使用医薬品の購入価格のうち、保存血液の購入価格を次のように定め、昭和三十六年十月二日から適用する。

昭和三十六年九月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

購入価格 百cc 八百円 二百cc 千六百元
（注）この購入価格は、最低価格を示したもので、この価格未満の場合は、現に要した価格の範囲内とする。

鳥取県告示第五百六十号

漁船損害補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるとの事前届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和三十六年九月二十九日
鳥取県知事 石 破 二 朗

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名
鳥取県境港市外江町 竹内 為治

同 右 浜田 松寿

2 加入区

外江加入区

3 漁船損害補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

外江漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間

昭和三十六年九月二十九日から昭和三十六年十月二十八日まで

2 縦覧の場所

外江漁業協同組合事務所

鳥取県告示第五百六十一号

鳥取市覚寺、西村万寿雄ほか十四人の者から申請のあつた鳥取市覚寺土地改良区は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条の規定により、昭和三十六年九月二十五日成立した。

昭和三十六年九月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百六十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、所子土地改良区の定款変更を、昭和三十六年九月二十五日認可した。

昭和三十六年九月二十九日
鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百六十三号

昭和三十六年三月一日付けで天神野土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良（かんがい排水）事業については、審査の結果、その計画を適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第三項において準用する同法第八条の規定により、次のように土地改良事業計画書の写を縦覧に供する。

鳥取県医師連盟										
鳥取県会自由民主党	100,000			100,000						七一〇
鳥取県徳安後援会										七一〇
鳥取県政同志会										七一〇
日本社会党鳥取支部連合 会米子支部	5,819					4,424				七一〇
日本社会党鳥取支部連合 会米子支部	2,000			2,000		1,372				七一〇
日本中小企業政治連盟米子 支部						100,201				七一〇
鳥取支部						3,809				七一〇
農村振興協議会										七一〇
民主社会党鳥取支部連合 会	3,000			3,000						七一〇
気高支部										七一〇
八頭郡支部連合会										七一〇
民有林振興協会										七一〇
明政会										七一〇

四 主たる寄付者及び支出
(一) 寄付者

政党、協会その他の団体名	寄付の総額	件数	寄付者の氏名又は団体	職業	住所又は主たる事務所の所在地
自由民主党鳥取支部連合会	四〇四、〇〇〇 円	三	自由民主党	公務員	東京都千代田区
鳥取県会自由民主党	一八〇、〇〇〇	一	手島 栄	〃	〃
日本中小企業政治連盟米子支部	八七、〇〇〇	一	木島 公之	〃	鳥取市
鳥取県会自由民主党	二〇〇、〇〇〇	一	山陰合同銀行鳥取支店	鉄工業	〃
民主社会党鳥取支部連合会	一、〇〇〇	一	増本 幸一	〃	米子市
	一、〇〇〇	一	木下 米蔵	商業	〃
	一、〇〇〇	一	中島 邦美	〃	〃
	二〇、〇〇〇	一	建部 十郎	植林業	八頭郡智頭町
	一五、〇〇〇	一	前 高義	農業	東伯郡泊村
(二) 支出					
政党、協会その他の団体名	支出の総額	件数	支出の目的		
国鉄労組政治連盟米子支部	二一、〇〇〇 円	一	旅費		
自由民主党鳥取支部連合会	二五一、四四〇	四	寄付		
	一五六、六〇〇	一七	給与費		
	三一、八一〇	八	旅費		
	八、五八五	三	事務所費		

民主社会党鳥取県支部連合会

六、〇〇〇	六	負担金
九、七五〇	一	旅費
一、〇〇〇	一	宣伝費
二一、〇〇〇	三	旅費
四、〇〇〇	二	人件費
二、〇〇〇	一	党勢拡張費
六、〇〇〇	二	印刷広告費
五〇〇	一	通信費

鳥取県会自由民主党

日本社会党鳥取県支部連合会米子支部

日本中小企業政連盟米子支部

一六、九〇〇	四	印刷費
二五、〇〇〇	八	広告費
六〇、〇〇〇	六	借家料
一二七、三五六	一五	通信運搬費
三、四八〇	三	雑費
八、二〇〇	三	大会費
九三、五七〇	九	教育宣伝費
八三、八〇〇	一二	役員費
一九、二四〇	五	会議費
一二四、四三〇	六	予備費
一八五、五一四	七	会議費
二〇、五八七	三	負担金
六、一三三	五	人件費
二、四〇〇	二	食糧費
六、一二〇	三	印刷費
二、八〇〇	一	会場費
六三、〇〇〇	六	人件費
二一、〇五一	五	食糧費